

# 淀川水系流域委員会 第4回利水部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員

日 時：平成15年9月2日(火)9:33~12:33

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室C

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、お時間になりましたので、これより淀川水系流域委員会第4回利水部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず配付資料を確認させていただきます。「発言にあたってのお願い」、薄紫色の紙になっています。議事次第、資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」、資料2-1「利水部会とりまとめ案」、資料2-2「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料』に関する利水部会からの中間意見書案」、これは利水部会に対して利水部会の委員の方からこれまでに文書で出された意見をまとめたものです。資料2-3「『淀川水系における水需要（都市用水）』グラフの問題点：寺川委員からの提供資料」、こちらは寺川委員からの要請によって出ております。資料3「9月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について」、参考資料1「委員および一般からのご意見」。

あと、一般の方には共通資料としまして、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）：河川管理者からの提供資料」としてお配りしております。この共通資料につきましては、委員の皆さまには既にお送りしておりますので、本日はお配りしておりません。お持ちでない方は、お近くの庶務まで声をかけて下さい。

あと、委員席のみに配付しているものとしまして、利水部会とりまとめ案に対する意見ということで、昨日9月1日の18時までに受け付けたもの、委員からのご意見を委員席のみにお配りしております。細川委員からの意見、村上委員からの意見、あと寺川委員からの意見の3名からのご意見をお配りしております。

また、委員席及び河川管理者席の方々には、審議の参考として頂くため、机上の資料を置いております。1人1冊置いているものとしまして、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）に関わる具体的な整備内容シート、あと各テーブル1つに置いてあるものとして提言冊子、一般意見聴取反映に関する追加提言冊子、河川管理者説明資料関係ファイルが3つのファイルになっております。また、説明資料及び具体的な整備内容シートについての委員からの意見、各テーマ部会に文書で寄せられた意見を集めたものを置いております。また、水需要ワーキング資料のファイルを置いております。

次に、前回委員会以降に委員及び一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。時間の関係で全てを詳細にご紹介できませんが、後ほどの審議の参考として頂ければ幸いです。

参考資料1「委員および一般からのご意見」をご覧ください。前回の委員会の7月12日以降、一般の方から寄せられた意見として9件の意見が寄せられております。脱ダム後の水利事業について、淀川水系河川整備計画についての質問とお願い、瀬田川と宇治川に関するもの、一般意見聴取試行の会の意見発表者の選定についてのご意見、漁業者への意見聴取についての要望、木津川の違法耕作についてのご意見、丹生ダム建設に関する住民アンケートの結果について、ダム計画からの撤退に関する新聞記事について、大阪府営水道を無視した利

水振り替え案についてのご意見、宇治川の流量量についてのご意見等が寄せられております。審議のご参考にご覧下さい。

次に、発言にあたってのお願いですが、一般傍聴の方々につきまして、本日はご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には「発言にあたってのお願い」をご一読下さいますようお願いいたします。また、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、会議終了後、議事録を作成しますので、委員の方々、あと河川管理者の方々におかれましても、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前を頂いた上でご発言下さいますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますようお願いいたします。

本日は12時半に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。池淵部会長、よろしくお願いいたします。

池淵部会長

それでは、利水部会を始めさせて頂きたいと思います。他の部会と同じように利水部会におきましても、河川管理者の説明資料等に対する利水部会としての意見のとりまとめを中心に進めさせて頂ければと思っております。とりまとめにあたりましても、ぎりぎりまでかかるというようなことで委員の皆さま方にあらかじめ目を通して頂く余裕がなかったのかもわかりませんが、本日、あわせてご意見を頂き、とりまとめをやらせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最初に委員会及び各部会の開催状況等の報告ということで、資料1をベースに庶務からご報告頂けますでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料1の説明]

池淵部会長

先ほどご報告頂きましたように、8月29日というぎりぎりの段階で部会の委員の皆さま方に意見を、さらに修正追加等も含めて頂くという形の進め方をさせて頂いております。最初に私の方から利水部会のとりまとめ案の内容を若干補足しながら、報告ととりまとめに至った経緯をご説明をさせて頂きたいと思っております。その後、このとりまとめ案をたたき台にして頂いて、部会の委員の皆さま方からさらに意見なり追加等々を頂く形で進めさせて頂ければと思っておりますので、最初に説明だけをさせて頂きたいと思っております。

資料2-1です。利水部会としての今までの議論を踏まえて共有、或いはこういったことでとりまとめしてもよいというような内容になるように努めたつもりですが、本日のとりまとめ案につきましては、基本的スタンスとか各項別の指摘事項という、河川整備の基本的な考え方、整備の方針の利水関連の部分にかなり焦点を当てた意見とりまとめをさせて頂いて

おります。整備内容シートにつきましても、各委員から個々幾つか意見を頂いておりますが、それをとりまとめるととりまとめのボリュームは増えると思っております。

それで、基本的スタンスについてですが、その後の部会検討会等での意見交換におきましても中間意見書以降このスタンスはあまり変わっていません。水需要の抑制、管理に關与していくことを目指すという方向性を明確に記述して欲しいというスタンスを持って臨んで欲しいというものを、大きなスタンスとして描いております。河川管理者の説明資料等におきましては、調整、検討項目が多いということ、それから、いま少し限定的なとらえ方に終始しがちな部分がある、河川管理者が水需要管理の主体にもっと踏み込み臨んで欲しいというスタンスを強く描いております。というのも、我々は既存の水源転用等によってダムによる水資源開発を抑制すべきであると考えからです。さらにトータルの水需要量を抑制するアプローチにも踏み込んで、河川からの取水量を抑制、削減する効果を高めて、できるだけ河川に水を戻すことによって河川環境の保全、整備に回す姿勢をとるべきであるからであります。河川管理者におかれましては、関連する計画の策定、これは暗にフルプラン等も指してと考えるところですが、利水者等の関係者との調整におきましても、このような姿勢を堅持して臨んで欲しいと描いております。そういったスタンスを留意するならば、次の各項目別の指摘事項、これは説明資料の4にある整備の基本方針の各項目立てになっている項それぞれに対して指摘をさせて頂く意見等を描いております。

水需要の精査確認は、適確な水需要予測とあわせ、水需要管理の第一の内容になるという考えのもとで、利水実態とか予測事例等資料等も含めて説明を受けたわけでありませぬけれども、水利権更新時の精査確認といった通常業務では間に合わないわけで、河川整備計画の立案との立場から、ダム等の新規水資源開発の必要性を論じる観点から早急に、かつ上記スタンスに踏み込む姿勢で、水需要の精査確認を出して頂きたいという考えでした。

水需要の精査確認にあたっては、利水者に河川管理者が何ゆえ厳正に吟味するという書きようがありますが、なぜそういったことをしなければならないか、その理由を明確にするためにも、こういったスタンスを十分理解して、河川管理の転換に理解と協力を得ることが必要ではないかということでもあります。

それから、水需要の精査確認にあたっては、利水者が適確な水需要の予測を行っているのかについて検討する必要があると思われまふ。現状の水需要予測では、各パラメーターの設定には過去の実績値が用いられる傾向がありますが、それだけでは需要抑制のための節水の努力や技術の進展が反映できないのではないかと考えまふ。このような観点を取り入れた精査確認が、水需要予測にあつて望まれると思われまふ。河川管理者には、従前の利水者の水需要の積み上げる方式ではなく、流域全体での水需要を予測する等の指標の開発等にこの指導的な役割を果たすことを希望するということ、人口動態とか節水意識、施策等を踏まえ、みずからこういったものを生み出す指導的な役割を果たしてもらえないかということなんです。

それから、2項目ですが、水利権の見直しと用途間転用ということですが、ここにおきましても転用の意義と目的を明確にしていかなければならないということが主要な意見ですが、水需要の精査確認をした上で新たな水需要に対してその必要が認められれば、ダム等の新規水資源開発が必要かどうかということについては、用途間転用、即ち水融通の拡大との

関係で記述されるべきであると思います。ここで、説明資料にあります水利権の見直しの表現は、先ほど申しましたけれども、通常的水利権行使の考え方のみであって、新規水資源開発の際の考え方が示されていないのではないかと指摘をさせて頂いております。それから用途間の転用を、あくまでも新規水資源開発が必要かどうかを判断する前に、水需要の精査確認を行って、新規水需要、具体的には水道事業の拡張計画等に対して、他の事業者等に余裕があれば、それを融通するということであるととらえております。

この水融通を円滑に行うために転用のルールを提案するのが、ここで記載すべき具体的な整備内容のほうではないかということで、利水部会の方からもその考え方のたたき台、例えば水利権を移転しない、それから水利権を移転する場合、水源施設を移転する場合、こういったものに対して、この転用のルールの考え方というもののたたき台を提案しつつありますが、そういったものも参考、検討して頂いて、河川管理者は水需要管理の姿勢を一層鮮明にして頂きたいと描いております。

それから、3項目ですが、既存の水資源開発施設の再編と運用の見直しということ。この水資源開発施設の再編というものの考え方や内容をもう少し明記してもらいたいということです。仮に容量の再編というのであれば、あくまで水需要の精査確認と相まってその必要性が十分検討される必要があると思います。利水容量の再編というものが河川の流況に及ぼす影響や容量再編の規模を含めて、もっと比較、検討する必要があると書かせて頂いております。

それから、少雨化傾向、水供給の実力低下、利水安全の低下、渇水頻度といった形のもの。いろいろ説明資料等にも出ておりますが、こういったものは一連の現象であるとの認識のもとで、それらに対応する場合、安易にダムに頼ることなく、その前に様々な代替案を検討すべきというような意見を付しております。

それから、4項目の水需要の抑制ということ。これについては利水部会としてはむしろ水需要の抑制・節水対策というような項目で頭出しすることも含めて考えるべきではないかということで、例えば、この水利権審査の具体的内容は整備内容シートに書かれているわけですが、その項目の中に節水計画とか節水目標の立案等も審査項目に入れて、それも審査対象にする手はないのかということです。こういう提案も含めた節水施策の踏み込み方を描いております。それから、水需要管理協議会の部においても、日常的にこういったものを協議事項に入れるべきではないかということです。それから、河川水以外の未利用水源としての雨水再利用、地下水、こういったものについてどの程度の効果があるか、その実施にあたっての制度等について調査、研究をさらに進めて、そういったものの明記ができればと考えております。

それから最後に、水需要の抑制効果と既存水源の転用等で生み出せる水量がどのくらいかわからないけれども、その水量を出して、その再配分をどうするのかということも検討の価値があるのではないかと思います。その場合、まずは環境のために一たん河川に戻していくのか、利水安全度を確保するための余裕幅として利用していくか等の検討を行っていくべきではないかと書かせて頂いております。

それから、最後に渇水への対応です。これについても、渇水の調整は利水者と関係自治体

と河川管理者が連携するというだけではなくて、河川管理者が主体的に行って頂きたいということです。それから、いろいろな湧水調整ルールがありますが、従前の方式、それから説明資料にある提案の投資に応じた湧水調整方式等々につきましても、我々なりに課題、問題を含め、湧水調整のルールは互譲精神にのっとり、水の融通性を高め、水の使用抑制が進むインセンティブが働くようなルールづくりを行うべきではないかと思います。河川管理者が主体的にその仕組みをつくる指導者となるべきである、それから、森林の保水力、こういったものについても上下流の内容等ありますが、水源涵養林等への河川管理者の関わりをもっと持てないかということです。

それから、湧水対策会議の改正を調整する水需要管理協議会ではありますが、これについては説明資料の第2稿についていろいろな角度から記述されているということで、もう少し、連携だけではなくに主体的な姿勢で臨んでもらいたいと思います。それから、森林の保全、育成、それからデータの一元化、利用共有、それから協議会への住民の参加のあり方等についても今後検討して頂きたいと、こういうような形でとりまとめを現時点ではやらせて頂いております。

整備内容シートにつきましても個々に幾つかの指摘事項を頂いておりますけれども、部会として今の時点でまとめる段階になっておりません。9月5日に提出される予定の原案の案という形のものも踏まえて、もう少し指摘なり補強等をして提示をさせて頂きたいと思っております。そういうような形で、ボリューム的には少なめにとどまっているということを重ねてご説明させて頂いたところです。

以上、本日は利水部会の中で部会の委員の皆さま方から、たたき台をベースに意見を言っ頂いて、可能であれば9月5日までにそれをさらに入れ、とりまとめて報告する段に持っていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員の皆さま方の意見交換という形で時間をとらせて頂きたいと思っておりますので、いろいろな形でお願ひできればと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

細川委員、寺川委員、それから村上委員からもご意見を頂いております。委員の方には添付資料として机の上に置かせて頂いておりますが、その他の委員におかれましてもよろしくお願ひしたいと思います。

それと、荻野委員からは相当いろいろ頂いており、そういったものをこのとりまとめ等の中に可能な限りで反映する形で入れさせては頂いております。

寺田委員から何かありますか。荻野委員からも、繰り返しになるかも知れませんが、3人でとりまとめ(案)をつくらせて頂いた関係で、さらに補強なり、或いは部会の意見とりまとめとしてこういう形でどうかということを書かせて頂いたのですが、そういったことも含めて何かあればお願ひします。

寺田委員

一般的ところで意見を述べたいと思います。

利水の水需要の管理、抑制ということ、提言でも流域委員会で打ち出しているのですが、委員の中でもなかなか具体的なイメージが沸きにくいということが依然として残っ

ているように、私は思います。

それから、河川管理者の方はやはり、もっと具体的に河川管理者が現在持っている権限との関係において、水需要管理というものにどのように関われるのかということについては、法的な意味から言えば非常に難しいということから、第2稿の中でもそういう点についての具体的な論述が出てこない、具体的施策もなかなか出しにくいというところがあるということにはよくわかるのです。

ただ、やはり委員会として水需要の管理、抑制ということを広く皆さまに理解をしてもらうように、理念転換というものが本当に何故必要であり、どのように重要かということをお話していかないといけない、それがわかるようにしないといけないのではないかと思います。これは委員の皆さまも河川管理者もよく理解をしておられると思いますけども、これまでの利水に関して言えば、需要が当然どんどん増えていくということを前提にして、そして水資源開発をするという形でずっとやってきましたから、そういうものからの脱却というのはなかなかできないです。

関係がないような話で申し訳ありませんけども、10年ほど前にアメリカの当時のダニエル・ベアード総裁が、ダムはつくらない、ダムは要らないということを言い出して、日本のみならず世界各国に大きなインパクトを与えました。私もシンポジウムに呼ばれた時に彼に来てもらっているいろいろ話を聞いたわけですけども、聞いた時になかなか理解できなかったのです。それで、アメリカの、いわば日本の河川関係のトップにいる人がそういうことを言い出したというのは、あくまでも新しい水資源開発をしなくても需要を管理することによって、マネジメントすることによって、やっていけるのだということ、それからこれまでのやり方が環境に対する影響が非常に大きいから、それはやり方を変えなくてはいけないということをお話していただいたわけですね。水需要を管理することによってやっていけるのだというところが、私も当時はなかなかわからなかったのです。その後、いろいろ自分なりに学習する中でちょっとずつわかってきたというところがありました。

そういうことから言っても、新たな水資源開発というものは必要性がない、それは水需要管理、抑制という中でやっていけるのだということで、そのことがまた環境という面に対して非常に重要なことなのだということの認識が、流域委員会の中でもまだまだ浸透しないというような気がします。もちろん、具体的な河川整備計画ですから、施策についての意見を言わなければならないわけですけども、やはり基本的な理念のところできちんとした共通の認識を持たないと、流域委員会が言おうとしているところをなかなか理解してもらえないというところがあります。

これまで、合計5回、利水部会の中での学習会、検討会をやってきて、その中でも私の方もずっとそういうことを申し上げてきているわけです。その辺りを今回、基本的スタンスというところでコンパクトにまとめてはありますけども、この辺のところをやはり利水部会だけではなくて、委員全員がやはり共通認識を持ってもらうようにして欲しいと思います。それから、もちろん河川管理者に対してもそういう共通認識に立った上で具体的な施策の中でそれがどのようなところで反映ができるかと考えて頂きたいと思います。その点について、何か「2.各項目別の指摘事項」以下で個別に指摘をしていかなければいけないと思

っています。

今回のとりまとめ(案)はある程度圧縮して、今までの議論をまとめられたもので、これはこれでとりまとめの1つの案としてはよいと思います。河川管理者から第3稿が出てきてからまた最終的な利水のまとめをやっていかなければいけないわけですから、そこで修正していったらよいと思います。河川整備計画の個別の計画に関して言えば、やはり現在の河川管理者が持っておられる権限の枠内だけで、理念転換を基本にして何をしたらよいのかということをおもうと思いますと、非常に限られているということは間違いないと思います。ですから、利水の部分はやはり現在持っている権限の枠を少々超えることがあっても、河川管理者がもちろん大きな権限を持っておられるわけですから、権限の枠を一步超えても発言することというのは非常に大きなインパクトを与えるわけで、そういう視点から計画というものを立案していってもらいたいというのが基本的なところだと思います。

ですから、まとめのところも河川管理者に対してどこまで計画の中で明示をできるかというところをあまり気にしていますと、どうしても流域委員会として言えることが限られてきますから、そこについては事実上の影響力でもよいから、方向付けをきちっとした形で流域委員会が示していく方がよいと思います。部会長の方でいろいろまとめて頂いたわけですが、少し気になりましたのは、要望的な表現のところが多々あるのですけども、これは単に案ですからこれでよいと思いますけど、最終の時点ではやはりきちっとした、流域委員会の見解として具体的なことを求めていく表現にしないといけないということです。

#### 今本委員

第2稿までを読ませて頂きまして、提言が殆ど反映されていないのは利水の項ではないかと思っております。提言では、水需要の抑制、管理を打ち出しておりますが、これは具体的に言えば、今日のとりまとめ案の新規水資源開発の抑制と、河川からの取水量を抑制、削減だと思えます。このとりまとめ案でも、「このような姿勢を堅持すべきである」としてはいますが、私は「姿勢」ではないと思います。明確にして欲しいと思います。そういう観点から見ますと、項目別の指摘のところも、ちょっと弱いなと思えました。我々が言ったのはこのようなことではないということをもっと強調して欲しいと思います。

例えば、最初のところに水需要の精査確認と書いてはいますが、何のためにこれをするのかということです。精査確認は現実の問題ですから、本来から言えば、当然把握しておくべき数値だと私は思います。しかし、流域委員会が始まって数値が出てくるまでに2年あまりかかっております。まず、この態度がこれからの川づくりにとって邪魔になります。ここを変えてもらわないといけないと思います。それから、水需要の予測についてもそうです。予測についての説明が検討会でありました。大阪府の例ということで挙げられました。しかも、特殊な例だということでした。では、一般的だとどうなのか、現実にきちんと予測するためにはどうしたらよいのか。これからの利水を考えるためには、予測の精度向上はどうしても必要な事項です。そこに対する姿勢が欠けているのではないかと思います。

今度はとりまとめ案に対する意見に戻りますが、とりまとめ案の中で新規水資源開発が必要かどうか等書いてはいますが、必要だとしたらどうするのか。新規水資源開発とはダムなり

堰をつくることです。提言には、一方ではダムは原則として建設しないと書いています。これを我々の利水部会としてのとりまとめ案でどうクリアするのかという問題が出てくると思います。この議論は非常に重要ではないかと思えます。

今日の利水部会で議論しなければならないことは、9月5日の委員会に向けての利水部会としてのとりまとめ案についてです。これは、まだ単なるとりまとめで、9月5日に第3稿が出てきて、この第3稿に対する意見を最終案として整理しなければなりません。これはわかるのですが、ただ、ここまでの段階のとりまとめ案を出したその日に第3稿が出てくるというのは、本当は、流域委員会と河川管理者との間の信頼関係を欠くようなものだと思います。何のために第2稿への意見を出させるのか。第2稿への意見を出して、それから第3稿を出すのが普通ではないかと思えます。私はこのやり方には、不可解であり不愉快です。これはもうどうしようもないことですが、そういう意味で、私は第2稿への意見書をまとめる気合が全く入らないのです。たった1行、まだまだ努力が足りませんよというだけでもよいと思います。一生懸命、とりまとめ案を書いても、第3稿で変わっていたら全くの徒労になるわけです。

池淵部会長

他の部会でもそのような意見が出ているのですか。

寺川委員

今本委員のおっしゃったことについては、そう言われると確かにそうかなという感じもするのですが、ただ、芦田委員長が常々おっしゃっていることで、提言や我々の議論、討論は河川整備計画に絶えず反映されるということで、これまでの議論を十分踏まえた上で第3稿が出てくるだろうと私は理解しております。

今回、利水部会の最終的な意見書案をまとめることになっているわけですが、大筋では我々が提言した意見に沿って議論もしてきましたし、第2稿に対する様々な意見を出してきたという意味で、それらが反映されたものとして第3稿が出てくるだろうと考えています。ですから、5日出す我々の意見書というものは、さらにその次の河川整備計画づくりに当然反映されていくだろうと思っています。また、そうでなければならぬと理解しています。

今本委員

これは他の委員の方もお感じではないかと思えますが、2年半かけて真剣に我々も検討してきたわけです。そして、最後になって、脱兎のごとく逃げ込むという感じがして仕方がないのです。最後の意見書を本当はできたら半年くらい検討したいのです。提言の時にしたように、意見書の文言についても各委員が1つ1つ読んで、意見を出すというくらい検討したいなという気持ちが、殆どの委員に共通ではないかと思っています。利水のところに関して言えば、確かに河川管理者が主体となることが少ないがために、具体的な整備内容のところは少ないと思います。

例えば第2稿の「現状の課題」というところ、これはいかに認識しているかということですが、11ページに「2.3 利水」ということで書いています。ここでは、「昭和30年代後半には、高度経済成長下、水需要を急増させることになり、相次いで」云々ということがあるのですが、そのことが河川の環境に悪影響を及ぼしたという言葉が全くないわけです。河川の問題で考え出したことは、やはり河川環境の問題だと思います。ですから、こういう現状認識というものが違うのではないかというのが私の感想です。

#### 仁連委員

利水部会の第1のテーマは水需要管理をいかに具体化するかということだと思います。これは寺田委員も言われましたし、山本委員も言われているのです。

しかし、実際には、今のところ河川管理者に水需要管理をする権限はないということで、周辺のことをいろいろ書いておられて、提言した水需要管理と第2稿がうまくかみ合っていないということだと思います。そうなりますと、提言を受けてこういう第2稿を出したということよりも、水需要管理については現在の権限ではできないということですから、従って、法律の問題も含めてそれをやっていくための見直しがあると思います。これは絶対にやらなければならないと思いますが、実際、水需要管理をやる主体、例えば上水道の事業者であるとか工業用水道の事業者側に水需要管理ができるかということ、そちらもできないというのが現状だと思います。何故できないかということ、経営としてやっていますから、水需要を抑制していくと収入が減って行って成り立たないのです。従って、水需要を抑制するということはみずから首を絞めることで、水道事業者にとってそういうことはできないわけです。また、河川管理者もできない。結局、水需要というのは水道事業者が水道法で水を供給する義務を法的に負わされているということですから、水が足らなくなる、渇水になると、水道事業者が責任を果たしていないということになりますので、必要な水需要は確保しなければならないというスタンスで動いているわけです。

河川管理者の方は、需要が出てきたら注文を受けて、それがよいとか悪いとかいうことを判断せずにそれを供給する施設をつくって、水資源開発をしていくというのが今までで、実際、例えば淀川流域でどれだけの水を使えば持続的にやっていけるのかどうかということ判断するところがどこにもないわけです。ですから、淀川流域の持続的な利用といいますが、環境の保全も含めた利用を考えた場合に、どこまで水を使ってよいのか、河川の維持用水や環境用水としてどれだけの水を流しておかなければならないのかという研究を踏まえた利用の容量の考え方を示していかないと、この問題は前に進んでいかないのではないかと思います。そういうところまで行かずに周辺のところで終わっているような気がするのです。

あともう1点は、水需要管理をする場合には、必ずインセンティブを働かさなければならないと思います。これはとりまとめ案にも書いてあるわけですが、インセンティブを働かすためには、たくさん水を使えば負担が大きくなる、節約すれば経済的に利益が得られるという経済的なインセンティブを持たせる仕組みをつくらなければならないと思います。一応書いてはいるのですが、具体的にそれを実現するめどが何も書かれていないということです。私は、これはできるのではないかと考えているのですが、河川管理者は河川と

いう公物を管理している責任がありますので、公物の利用に対して負担を求めることができるわけです。水利権を与えていたとしても、負担を求めることができるのではないかと思います。そういうところを利用すると、インセンティブを活用するという点も一歩前へ進められるのではないかと考えております。

それとついでにもう1点。利水安全度が低下してきているということで、それはどこまでそうなのかという議論について、寺川委員から、いや、そうではないのだというような意見が出ています。私はこの辺はよく理解できないのですが、実際その辺の客観的な理解がどうなのかということはきっちりしておいた方がよいのかなと考えて、寺川委員に意見をお聞きしたいと考えていたのです。

池淵部会長

利水部会のとりまとめでは、いきなり法制度の改正といった方に行く前に、権限の範囲を少々超えるくらいのスタンスをもって踏み込めというような辺りに焦点をあてて書くように努めたつもりではあるのです。

それから、仁連委員にもご意見を頂いておりましたが、インセンティブについての意見は、河川管理者が担える内容としてどう書けるかということについて、まだ十分考えられていない部分もあって、まだ、入れておりません。

それから、いろいろ研究調査しなければいけないということについては、そちらの方にはかり持っていくわけにはいけないのではと思っているのです。その突っ込みが、いろいろな委員の皆さまがおっしゃるように、足りないというか、弱いというか、まだ十分には書き切れなかったというのはある程度否めない事実かなと考えております。

寺川委員

仁連委員の方からの利水安全度の問題でご質問がありましたので、私なりに理解している範囲で発言させて頂きたいと思っております。

私の資料2-3も、関連するので説明させてもらってもよいでしょうか、部会長。

池淵部会長

お願いします。

寺川委員

私は、第2稿が出されて以来こだわってきたのですが、本当に少雨化傾向、或いは利水安全度が低下してきているのかどうかということを中心にきっちり正確に把握するということは、今後の水需要管理を確立していく上で非常に重要だと考えてきたわけです。例えば今、第2稿の利水の項では少雨化傾向、或いは渇水の頻発ということが出ていまして、平成5年以降、10年間で-90cm以下となる琵琶湖の水位低下が3回発生しているというような記述があるわけです。ところが、これは、変更された琵琶湖の水位操作が関係しているわけです。そういったことからしますと、渇水傾向、或いは利水安全度が本当に低下しているのかというこ

とです。

さらに、いわゆる水マネジメント懇談会提言というのがこの7月に出了たということで、これは8月2日の利水部会検討会でも出了たのですが、これを見てまたびっくりしたのです。ここでもいわゆる今後の国の水供給の実力や、将来の水資源確保の見通しというものを踏まえて、これからどうあるべきかということについて、いわゆる基本的な考え方、対応方策を考えるということで出了たのですが、ここでも同じように渇水傾向、そして利水安全度が低下しているということを言われているわけです。

この流れというのは、日本というのは少雨化、渇水傾向、異常気象等で利水安全度が低下してきているということで、やはり水資源開発を今後もやっていかないと大変だよということと言わんとしているのです。即ち、ダム開発を正当化する1つの大きな流れをつくっておきたいというような感じがするわけです。

以前私が質問しまして、近畿地方整備局の方から一部回答して頂いたのですが、その数値等をあてはめて考えておりましたら、資料2-3を見て頂きたいと思いますが、水マネジメント懇談会の提言の最後のページにグラフがついていて、それが資料2-3の2ページ目なのですが、「水供給能力(計画)」の右肩上がりの線があって、その下に矢印があって、「供給能力(実力)」というのが点々で書いているわけです。これを見ますと、非常に実力が下がったということが言えるわけです。さらにその左の折れ線グラフで「最大取水量(実績)」というのが記録されているのですが、こういう図を見た時に、確かに「最大取水量(実績)」から見ると、水供給能力実力というのはとんとん、或いは下回っているということになるわけですね。ということは、今後、現在実施している様々なダムの事業をやっても、最大取水量実績には及ばないというようなことがこの図から言えるわけです。

ところが、これを調べておりましたら、2月の第12回淀川部会で、「淀川水系利水の現状と課題」という近畿地方整備局の資料が出了ました。資料2-3の4ページ目の「3. 現在の水需給計画(淀川水系全体)」です。ここで、「『都市用水(上水道+工業用水道)』需給計画」というものがありまして、一番右のグラフ、「125.413m<sup>3</sup>/s」、これだけの計画があるということで、左側に「最大取水量(実績)」が出ています。しかし、これは滋賀県の水需要というのを含まないグラフなのですが、先ほどの水マネジメントに提供している最大取水量のグラフは滋賀県を含んでいるということです。何故かと言いますと、違うのは真ん中辺りに「青土ダム」というのがあるのです。これは滋賀県の利水ダムなのですが、水供給能力は僅か0.6m<sup>3</sup>/sですね。そして、滋賀県全体の取水実績を加えて約10m<sup>3</sup>/sもあげているわけですが、そういったグラフを入れて、淀川水系の水需給を判断しているということになります。ですから、5ページの図の方では4ページの以前に出了た整備局の資料をもとに加えるとうこういった下の折れ線のグラフになっていくわけです。

そういう面を見ますと、水供給能力は、例えば実力が低下したとしてもこの計画でクリアできるということになるわけですが、これはあくまでも1つの判断でありまして、やはりこういったことを1つ1つ正確に判断しないと、水需要管理、水需要供給の実力、利水安全度等について正しく判断できないと思います。特に、国の水マネジメント懇談会にこういった資料が出了るということは将来の日本の水需要計画というものを誤ることにつな

がらないかという点で危惧するわけです。

ざっと説明しましたが、これは一部検討段階なのです。しかし、そういった辺りを正確に判断しないと、安易に判断はできないのではないかと私は思っております。

#### 池淵部会長

とりまとめ案の「(3)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」のところに、実力低下、利水安全度の低下等について、それが新たな水資源開発とそういう形の内容にするのではないという形で、ちょっと踏み込みが足りないにしても、一応触れさせて頂いています。それから投資に応じた湯水調整方式での問題・課題、そういったことを意見としては入れさせては頂いているのです。分析等については、少しそういったものを含めてということであって、その背景としてはそういう形も含めさせて頂ければと思っております。

いずれにしても、少なくとも部会としてのとりまとめとして、最初にスタンスの前にまだまだ書かなければいけないことがあるという指摘等も頂いておりますが、荻野委員、どうでしょうか。とりまとめを一緒にやらせて頂いた関係も含めてご説明をお願いします。

#### 荻野委員

今、意見が出ているように、やはり河川管理者の姿勢と委員会の提言とは、やはり縮まる方向にはなくて平行線という印象を受けます。或いは今の寺川委員のこの資料を見せてもらっていると、やはり依然として河川管理者の考え方と、我々の提言で述べられていることは、水と油みたいなどころがあるのかなという印象を持ちました。

今回のとりまとめ案も、第3稿にどう反映されるのか、その辺がわからないのですけれど、多分、提言とは違ったものになるのではないかなという心配があります。

水需要管理、水需要抑制、節水という言葉はあちこちに出ているのですけれど、それが論理的といえますか、1つの仕組みになっていなくて、それぞればらばらに、読めなくはないという感じがいたします。

基本的スタンスと部会長が書かれたのですが、河川管理者の現在の権限を越えるようなことを我々が言っているという気もするのですが、利水の観点において、水利権の審査をし、許可をするということは、河川管理者にとって最も大事な与えられた権限です。そこをきちりやれば、恐らく水需要の精査確認というのはわかりやすくすっきりするはずですし、用途間転用もそんなに難しいことではなく、河川管理者の権限を超えて、用途間転用というのを言っているわけではありません。

先ほどインセンティブという言い方をされましたけれど、やはりインセンティブも含めて用途間転用ということに具体的に取り組むべきですし、取り組むことについては、昭和39年の新河川法のところに、水利調整とちゃんと書いてもらって、新規水源だけではなくて、水利転用という水利調整という考え方をきちんと河川管理者の権限の中に、既にもう昭和39年の段階で位置付けられているわけです。

にもかかわらず、それが進まなかったということは、高度経済成長とバブル経済で、公共投資を優先的にやろうということが全面に出て、水利調整は非常にやっかいなことであるわ

けです。多くの人に納得してもらわなければいけませんし、説得もしなくてはいけないわけで、経済的なバックグラウンド、権利上のバックグラウンドを全部解決しないとかなかなかうまくいかないという面もあつただろうと思います。ですから、ダムをつくって、水源開発、それも経済のバックグラウンドから考えると、全然悪いことではなくて、そういう方向ももちろんあつたわけです。

そこのところをこの現段階でもう一度見直そうということが、この提言であるにもかかわらず、まだバブル経済のところはまだ足がつかっているということだと思えます。ですから、バブルの上でまだこうやっていくという姿勢が非常に強く、提言と説明資料が平行線をたどるということになっているような気がいたします。

日本の河川行政そのものに大きな慣性力みたいなものが働いていて、それを淀川だけ別に切り取って、淀川だけはこうだというような形になかなかなりにくい仕組みかなという感じを受けています。

利水安全度の低下というの、寺川委員がおっしゃったように、非常に怖い話なのですが、このデータを見ると方向を誤るのではないかという感じがします。やはりここを研究しないとダメだし、もちろんこれが方向を誤らせるようなデータだとすると、これはやはり間違いでしたみたいなことになると大変です。これが根本なのです。そういう要素を帯びてきているのです。

#### 池淵部会長

細川委員とか榎屋委員とか川上委員がそろいましたので、一通り意見等を頂ければと思います。ちょっと休憩をさせて頂いて、河川管理者との若干の意見交換等をやらせて頂ければと思っておりますので、お願いできればと思います。

#### 細川委員

意見とりまとめに関して、ふつつかながら意見を提出させて頂きました。その中でも特に一番気がかりに感じたのは、水需要の抑制によって水量が確保できるようになった場合、それを再配分する場合、どうなるのかというようなことを検討すべきでないかという項目に関してなのです。水需要抑制を目指すという姿勢の中には、やはり環境を考えた河川整備計画にしていこうという考え方が入っていると思いますので、やはりそれをまた利用しようというような考え方ではなくて、やはり環境のために生み出した水量というのを環境のために生かしていこうと方向を持って欲しいなということを感じましたので、私はそういう方向を望みますということをお願いさせて頂きました。

あとは、いつも水需要の予測のグラフと現在の水がどれだけ返されているのかという寺川委員からの資料のグラフを見ますと、いつも不思議に思うのですが、どうして最大取水量に合わせていつも水資源開発をしないとダメなのかと思ってしまうのです。そのところで、新しく水資源開発をするということは、莫大なお金を使うということであり、その時に最大取水量をこれだけ使っているかも知れないけれども、そこまで使わなくて水資源開発をやめようという選択肢は全ての住民に選択の余地があるべきではないのかな

と常々感じています。新しく開発をしたら、これだけの税金を使わないといけないのですよ、これだけの費用がかかるのですよということ、最大取水量に合わせてではなくて、取水量を下げる方向で考える余地があるかどうかというのは、全ての水を使う人たちの判断の余地があるように考えていかないといけないのではないかなと常々感じているわけです。

#### 川上委員

淀川水系流域委員会が出しました提言の目次構成を今さらながら見直しますと、河川環境というのが最初に掲げられておりまして、それから治水・利水ということで構成されています。ここで今後の河川行政、或いは河川管理のあり方というもの大きな1つの方向性といえますか、理念というようなものが打ち出されたと受け取っていたのです。ところが、利水という大変重要な項目が、他の環境、或いは治水の今後の大きな方向転換と比べて、いかにも保守的という感じがします。今、日本の社会が非常に大きく転換しようとしています。あと10年もたてば、人口の急激な減少というものが始まるという中で、そういうものを展望した新しいこの理念というものが第2稿の利水のところでは打ち出されていないのです。

先ほど、荻野委員の方からも、限らない経済発展、そしてバブルに至ったようなプロセスの体制や制度が今後も維持されていくような方向性にあるということで、私もこの第2稿の利水のところには大変不満を感じているところなのです。

翻って考えてみますと、河川管理者ばかりを責めるわけにはいかないとします。我々が打ち出した水需要管理という考え方に対する我々自身の消化不良と、それから議論の不足というところが、第2稿に河川管理者の姿勢としてはっきりとした線を打ち出せないというところに来ているのではないかなと思うわけです。

10月末という期限が一応設定されているわけですがけれども、利水の部門に限らず、2年半あまりの検討を通じて、まだまだはっきりとした方向性を我々の流域委員会の方としても打ち出せない部分、議論を要する部分、積み残しもあるかも知れません。

先ほど今本委員の方からお話がありましたように、最終段階になってばたばたと終息を図るようなことは、大変拙速だと言わざるを得ないような気がいたします。論点をもう少し整理して、きちっと河川管理者の方に投げかける時間がもう少し必要なのではないかなと感じております。

#### 榎屋委員

私も今、荻野委員や川上委員の話を聞いて全く同感だと思いました。要するに河川管理者は既成の路線の上を一生懸命に走ろうとしているといえます。我々は新しい道を行こうと言っているわけです。

荻野委員、今本委員、川上委員、それから寺川委員の話の中で、もう言い尽くされているのですけれども、やはりとりまとめ案の基本的スタンスというところは、将来を見越して、このように誘導するのだというか、我々がこれを変えていこうという、何かそういう気持ちをここに込めて欲しいという気がするのです。それが足りないと思います。やはり日本という国は、今でも縦割り行政とかいろいろのことを言われていますけど、そういうのは変えて

いかないといけないと思います。このままでいったら日本という国は一体どういうことになるのかなと考えてしまいます。北朝鮮との関係とか中国との関係とかを見ても、非常に何か情けないという感じがするわけです。

ですから、やはりこの基本的スタンスのところには、5年先、10年先を見越して何かこのように変えていって欲しいという気持ちを込めて欲しいと思います。

池淵部会長

今日頂いた意見を少し、さらにまた後半戦に議論したいと思います。我々のとりまとめに対して、河川管理者の方も少しレスポンスをして頂くことも含めて、意見交換ができればと思っています。

できましたら、10分ばかり休憩をさせて頂いて、11時15分から再び始めさせて頂きたいと思っております。では、ちょっと休憩を挟ませて頂きます。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それではこれより休憩に入ります。11時15分に再開いたしますので、お時間になりましたら、お席にお戻りになられますようお願いいたします。

〔休憩 11:00～11:15〕

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、審議を再開させて頂きたいと思います。池淵部会長、よろしくお願いします。

池淵部会長

休憩時間に委員と協議、懇談をさせて頂きました。

私のマネジメントが不十分だということも含めて、もう少し委員の意見交換を活発にする意味合いで、榎屋委員に座長を急遽変わって頂きまして、私も一委員として参加するというスタンスでやらせて頂ければと思います。

榎屋委員、よろしくお願いします。

榎屋委員

進行役を仰せつかることになりました。ひとつよろしくお願いします。

私もどのように進めたらよいのかというのがわからないのですが、基本的には、利水部会のとりまとめ案について議論していくことではないかと思います。皆さま方のご意見を、もっと自由に言って頂いたらどうかと思います。

例えば、基本的スタンスのところとか水需要の精査確認のあり方、用途間転用、この辺は、むしろ河川管理者の方もいろいろとお困りになっているところもあるのかも知れませんが、逆に我々から提案というような形ができればと思います。そういう形でまとめていけたらどうかと思います。自由にキャッチボール等をして頂いたらどうかと思います。

それから、河川管理者の方もあまりこだわらないで、ここはおかしいとか、こうだとかいうことがあれば、どんどん言って頂いて、キャッチボールをしながら進めていきたいので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 今本委員

利水に関しては、河川管理者が主体となって動ける部分というのが、かなり限定されているということわかります。しかし、このままでは川はよくなりません。よい川をつくるためには、どうしても利水の部分もこういうことをして欲しいということがあります。

それは例えば、現在の法律ではできないとしても、流域委員会が、応援団という形で、こういうことをしてどうかということ提言するように、或いは意見書として出すというのはいかがでしょうか。

#### 寺田委員

今本委員の考え方に、私ももちろん具体的には賛成で、そういうことをしていかないといけないとは思っています。流域委員会はそれが役目と思っています。

特に利水の部分は、最初にも申し上げたように、河川管理者の権限の範囲というものとらわれますと、積極的に計画としてこういうことをやりますということは、なかなか言いにくいということがあるので、流域委員会の方で、こういうことを目指せるのではないかとか、こういうことが可能ではないかということを示唆していくような意見を、具体的に言っていないといけないだろうと思ひます。

その関係で1つ申し上げたいと思ひます。河川法に利水が加わったのが昭和39年ですね。明治にできた河川法に、大改革で治水から利水が加わったということです。当時、日本というのは、まさに高度経済成長で、水の資源を大量に必要とする、確保しないとけないということから、そういう河川法の改正が行われたわけです。いかにたくさん水を取ることが大事だったわけです。そして、治水と肩を並べて、大量に水を供給するかということが、最大目標になったと思ひます。ところが、時代はすっかり変わってしまったわけです。

平成9年の河川法の改正では、環境というのが加わりましたが、それは単に、環境というものが加わったということだけではなくて、利水ということに対する考え方を根本的に変えなくてはけないということ、当然言っているのだと思ひます。

そうしますと、これまでの供給管理といひますが、需要がある、だから必要だと言われるものに対して、とにかく供給していくのだ、水資源の開発も需要要請に応じてどんどん開発をしていくのだという追随型の考え方を根本的に改めて、需要を管理するということが必要になってきているのです。どれだけ基本的な必要量というのがあるのかということ、きちっと把握をするということにとどまらずに、むしろその必要な量の管理をしていくというのが需要管理です。

今回の河川管理者が出された第2稿の24ページに、河川整備の基本的な考え方ということで、具体的なものを(1)から(5)まで掲げておられるのですが、今回のとりまとめは、それに対応した形でとりまとめをしてあると思ひます。

最初に、水需要の精査確認というのは出てくるわけです。そこにはどのように書いているかといいますと、「今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する。」と書いてあります。これは、このことだけでも非常に大きな意味は持っていると思います。しかし、これでは中身がわかりません。「厳正に吟味する」といっても、どのように厳正にやるのか、どういう項目にわたって、どのように吟味するのかということが、もちろんこの第2稿では出てきていません。第3稿ではどのように具体化されるかというのは注目したいと思います。

少なくとも流域委員会が、水需要というものを管理するということを理念として言う以上、水需要管理という視点からいけば、水需要予測というものを、どのような視点からどういう項目にわたってチェックをしていくのかということ、流域委員会の方から具体的に指摘をしていかないといけないだろうと思います。その辺のところは、他の項目もそうですけども、流域委員会でもう少し具体的なところを検討して、意見を言っていないといけない部分があるかなと思います。

今日のとりまとめは、もちろんまだ最終のものではなくて仮のものですから、今後、利水部会の方で、転換した理念に基づいて、それを具体化するものとしての計画内容として、どうということをやっていくべきなのかとか、どうということがやれるのかということ、具体的に述べていった方がよいだろうと思います。

#### 荻野委員

今の24ページの、「厳正に吟味する」ということについてですが、厳正に吟味するというを、仮に河川管理者が利水者に言ったとすると、非常に権威主義的に聞こえるわけなのです。ですから、何故厳正に審査しなければならないかということ、河川管理者もきちんと認識され、厳正に審査される、吟味される側も、それにちゃんと協力できるような形ができない限り、権威主義的にやってしまえば、本来の趣旨がなくなってしまうわけです。

ですから、何で厳正に吟味しなければならないかということ、河川管理者も理解し、その理解を、利水管理者、水道事業者にもきちんとわかるように説明しなければいけないのに、その理念といいますか仕組みが書かれてないので、厳正に吟味すると書いて、何か非常にたいそうなことをやるのだなといった感じになってしまいます。決してそういうことをするわけではないわけです。

その意味するところはこの提言に書いてあるわけですから、よくわかっているはずなのです。それをその次のところにきちりと書いてもらって、それがスタートラインなのです。そこから、どのようにやっていくか、何をやらなくてはいけないかというのが、1つずつ、ステップ・バイ・ステップで出てくるのだらうと思います。

例えば、過去の使用実績というものをきちりと見て、需要予測である拡張計画の根拠とか予測に使った式だとかパラメーターとかデータ、そういうものを1つずつ、妥当かどうかを見ていくわけです。さらに、財務関連のことですね。資産費にどれくらいかかっている、水道料金の収入がどれくらいあって、現在どれだけの財務状況になっているか、それからさらに水資源確保について、例えば自己水とか他の水源との関係をどのように将来計画の中で意識しているかというようなことを、1つずつ決めていくということが必要だと思います。

しかも、それをこういう委員会できっちりと出していき、そこでお互いに意思の疎通をやっていくということだと思います。

即ち流域委員会もある意味の責任を負わなくてはいけないわけです。そういうことをやる主体は河川管理者です。利水者の方も皆さま共通の認識の上で水需要管理、水需要を抑制して、過大な設備投資をやめておこうという基本的な原理がわかってないと、権威主義になってしまうのではないかなと思います。そんなに難しいことをやっているわけではないので、こつこつと1つずつ詰めていくと、おのずから、必要な水は必要な水と出てくるはずなのです。

それから、我々が机の上で議論しているのと、河川管理者が直接湯水の場合にあって苦労されて、いろいろな湯水調整をやっておられるエネルギーと申しますが、その苦労がの中にはちょっと見えてこないの、何かうまいことしているのかなと、全部スムーズにしているような雰囲気を読んでしまいます。文言上だけですと、何の苦労もないような雰囲気を書いてありますが、私は多分そうではないのだと思います。これまで、何年もの湯水の現場にあって非常に苦労されていて、その苦労の意味合いがどういうところにあるのだと、水が殆どなくなった時に、河川管理者としてどういうことを言われて、どういうことをやらなくてはいけないかということがあったはずで。

これは治水の方も同じです。大洪水の時に、河川管理者は夜も寝られずに、全員が出ていて、心が細る思いでやっておられるのだと思います。それを、我々市民側が、勝手にうまいことをやれという形だけでは、やはり濟まないだろうということです。その辺が最終的にきっちりわかり合うところではないかと思えます。

#### 梶屋委員

いろいろと荻野委員から、河川管理者の方を見ながら話がありましたが、何かご意見はありませんか。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

今のことに直接関係することではないかも知れませんが、1つは、第2稿なり何なりをご覧になった時に、いろいろワードはあるけれど、気持ちがないと申しますが、人任せみたいなニュアンスだということがあるのだと思います。今の議論の中でも出ましたけれど、主体的という言葉がワードとしてとりにくいのです。なるべく人任せでないような形が出るニュアンスの計画、それと私の方から言わせてもらおうと、計画そのものになかなか書けないところもあるので、その辺は具体的に、こういうことだよというような形の補足説明資料みたいな形で説明できたらなと思っておりますというのが、まず1つです。

それと、今の荻野委員の話の中に、洪水の時、湯水の時というのがあって、我々は確かにその通りなのです。洪水の時は、それこそ皆が総出で、1日くらいは徹夜するような話が出てきています。洪水は徹夜で短期間なのですけど、湯水は真綿で首を絞められように、10日間、20日間、1カ月間とやっていくような話で、常に負荷がかかってくるような話なのです。それは、そういうものだと思っているところがあるので、そこを書こうというセンスは

殆どなかったというか、それはやっていきますよというだけのところで書いているつもりでいるのです。

それともう1点、今の議論とちょっと違いますけど、休憩前に寺川委員から出された利水安全度に関する資料2-3の話なのです。今、数値の事実確認を私の方がしていませんので申し上げられないのですが、もし寺川委員の言うような形のものが、違うものと違うものを比較しているとしたら、それはミスリードと言われてもしょうがない話なので、そこは確認の上、もしも必要があれば、またご報告させて頂きたいと思います。あの1枚の紙をもって、水資源開発をするという話は到底ありえない話です。

淀川全体でどのような感じかという話ですから、水資源開発をもしもしようとするならば、それぞれの利水者がというところできちっと詰めていかななくてはなりません。あのような1枚の紙で、水資源開発しますというようなことは全く考えていません。そこは個別の利水者の時に、それぞれどう考えるのだと、利水安全度のためにということがあれば、その時には利水者側に安全度はどうなのだというところも含めて議論しなくてはならないとは思っています。あのような1枚の紙で何かやろうということは全く考えておりませんので、そのところをご理解頂きたいと思います。

#### 寺川委員

村井調査官からあった、あの1枚の紙でということなのですが、たまたま、あの1枚の紙を添付して頂いていたので、あれで判断するしかなかったということもあるのです。当然、そうしてもらわないと、こちらも困ると思います。

第2稿が、基本的にはやはり従来の延長線上で利水問題をとらえられているというのが背景にあると思います。ですから、我々が提言で指摘した部分がどうしてもなかなか反映できにくい、そのギャップがあるかなという感じがしているわけです。

特に特徴的なのが湧水への対応で、ここは私がずっとこだわっている部分なのです。第2稿の24ページの湧水への対応で、結局利水安全度の低下ということが冒頭に出てくるわけです。ところが、我々がこれまで指摘した湧水への対応というのは、単なる水があるかどうかという状況を、いかに社会的に把握して、全体として克服していこうというのが、基本的なスタンスなのです。いわゆる再利用とか雨水利用、或いは少ない水でも生きていける社会というような視点というのが全く欠如しているわけです。

確かに、少雨化の傾向というのは、これまでの資料等で明らかになってきていますので、その点私は否定はしません。そういった十分な精査を行った上で、これからの湧水対応をしていくべきだということを、是非とも今後きちっと河川整備計画に反映して頂きたいと思います。

#### 榎屋委員

利水安全度の低下の話がありましたけれども、今のご意見に対して、河川管理者の方は何かありますか。湧水対応における利水安全度の低下の話です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

利水安全度の話でいえば、最終的にはどれくらいの安全度を利水者が求めるかという話があります。その中で我々の視点としては、利水者ごとに安全度が大きく違っているとすると、そこは必ずしも望ましくないのではないかという観点、これは今度湯水調整の話が出てくる場所であるかと思えますけど、そういう視点もあるということです。それは多分、今すぐどうのこうのという話ではないのですけれど、転用等が進んでいくことによって安全度がなだらかになるという意味では、転用というのはそういう意味の効果もあるということの認識も持っているといえますか、ある意味では、安全度が低いところでも皆さま同じような安全度ならそれはよいのではないかという観点もあるだろうと思えます。

先般から荻野委員から言われている、転用の時のいろいろな方法論は、今の制度でこういうことができるという話になると、なかなかできない部分が多いので、河川整備計画にそのまま沿って書き込めるかというところについては、また疑念があるのです。

我々の検討しなければならぬもので、極端に言うと法改正が必要なのかどうかというようなレベルのこともあるかも知れないのです。そういった意味では、湯水調整時の一時的な転用的なことも視野に入れて、その中での転用といったことで、安全度があまりばらつかないようにするということがあるのではないかと考えています。

今の湯水調整は、取水量に応じて湯水調整をしています。全部どんぶりですべてやっていますから、その意味では、転用の必要は何もない世界ではあるのです。一方で、それがよいのかというのもあります。それは恒久的に少しずつ転用を進めていって、形の上も安全度は同じくらいにしておいて、その上であれば、取水量に応じた湯水調整を逆にしない方が、水需要の抑制につながる部分もあると思えます。

そういったことをいろいろ考えていかななくてはならないという状況ではあるのですけれど、そういった考えていることを、今簡単にここに書けるかということ、制度の枠の話とかがあるので、書けないところが多いということです。それはある意味、河川整備計画の原案の案をつくった後に、いろいろ我々として検討していかなくてはならない話で、湯水調整会議の拡大版の水需要管理協議会とか、そういった場でやっていかなくてはならないことの範疇に入っているのだらうと思っています。

済みません、ちょっとわけのわからない話になってしまいました。

荻野委員

今の村井調査官の言葉の中に、利水安全度が水利権者ごとにばらばらだと、違うのだという表現があったのですが、利水安全度というのは、定義上は河川に与えられた計画概念ですね。例えば10年に1回の湯水を前提として、それで水資源計画を立てていくのですから、水利権者ごとに利水安全度が異なるということはありません。そうでしょう。ですから、淀川の利水安全度は今現在10年に1回ですべてやっていますという言い方はあり得ても、あなたのところは5分の1で、あなたところは3分の1、あなたところは20分の1というようなやり方はやってないはずですよ。

ですから、利水安全度というのは、計画上は淀川の10分の1確率ということですから

てはいけないのですよね。自分の持っている供給量と水利権水量との間で、余裕のあるところと少ないところという言い方でないと混乱してしまうのですね。それが1点です。

それから、この間、表をつくって頂いたように、例えば大阪市は比較的水が多く、大阪府は比較的少ないということです。それから、工業用水と上水道を比べると、工業用水は比較的余裕が多くて、上水道は比較的目いっぱいということです。下流の方はこんな感じで、滋賀県はこうで、京都はこうで、三重県はこうだと、それぞれ地域ごとに、同じ利水者でも、多少権利水量と供給量との間で差が大きいところと小さいところというのが、この何十年の間ですから、そういうものが出てきているわけですね。

例えば、何で大阪市は余裕が大きいかというと、自水をたくさん持っているわけですね。非常に安定した水利権を大きく持っているということです。大阪府の方は昭和39年以降、新規の開発に依存してダムをたくさんつくらなくてはならないということになりました。要するに、水資源開発からいくと、大阪府は後発なのです。大阪市は先発なのです。そうすると、先発の方が安定的でかつ大量の水を確保できたが、後の方はだんだん窮屈になってきて、目いっぱいということです。そういう時に、大阪市が大阪府に対して、そんなに取水口が離れているわけではないのですから、緊急渇水の際は、大阪市の水を大阪府に回すとか、或いは、工業用水を上水道に回すというようなことは、今までもやっておられますし、これからも、そういう可能性は非常に大きいですね。

緊急渇水時にいろいろなことをやるということ、水を融通するということ、もう少し枠を広げて、向こう3年なり5年なりの契約において、大阪市の水を大阪府が使わせてもらうことができるのではないのでしょうか。大阪市が大阪府に水を融通したことによって、それだけ大阪市の収入も増えるかも知れません。大阪府は、新規の水源地策をするまでもなく、大阪市から水を幾らか譲ってもらうということを、数年やっていってうまいこといけば、そのままずっとやっていけばよいと思います。どうしてもそれでもまだ足りない、やはり新規水源が必要だとなれば、それは新規水源の方向に向かってやっていかななくてはならないと思います。

現在の大阪府、大阪市、或いは工業用水と上水道の一番大阪の下のところていくと、そういう検討すらまだできてないのですから、精査確認はやはりきちりやらなくてはならないと思います。精査確認をきちりやれば、用途転用が必要かどうかもわかってきますし、どういうもので、どういうところで、どのように水を転用すればよいかがわかってくると思います。その時のやり方も、ダムの財産まで転用してしまうというという形で、一挙にやるのではなくて、初めは3年なり5年なりの契約で、河川管理者の承認のもとでお互いにやっていくというような仕組みは、既に53条でつくってもらっているわけですから、そういうものを少しずつ具体的に運用していくことはできないのでしょうか。なおかつ、異常渇水というのは来るわけですよ。その頻度が多くなれば、やはり気象上の問題かなと、少雨化傾向かなというのは、具体的にわかってくることだと思いますね。

ですから、その手続きをきちり1つずつ踏んでいながら、納得しながらやっていくと、ダムは必要だという結論になるかも知れませんが、やはりダムはなくてよかったということになるかも知れません。今、ダムをつくってしまうと、もしそういう需要が増えなかったら、

それ自身が不良債権化してしまいますよね。そうすると、首長はえらい目に遭うことになり  
ますね。

ですから、そういうことをステップ・バイ・ステップでやっていくというのが、今回の水  
需要管理の一番大事なところであろうかと私は思います。それは多分そんな難しいことを言  
っているわけではないと思いますし、おそらく現行の仕組みの中で殆どやっておられること  
なのです。そんなことは言われるまでもないことなのだと思います。

それにもかかわらず、何か別にブレーキが働いて、先ほどおっしゃったように、バブル時  
代の、高度経済成長時代の拡張路線をまだやはり忘れられない面が別個に働いて、今やって  
いることまでも、みずからでブレーキをかけようとしていると思います。そのところは、  
ブレーキは外してしまおうということではないかと思います。

今本委員

違う件なのですが、例えば水需要の精査確認というところで、整備内容シートを見ますと、  
水利権更新時にそうすると書いてあるのです。水利権更新というのは、随分期間が長いので  
はないですか。例えば、今年度、来年度、ここの5年間でいえば、水利権の更新があるのか  
どうか、なかったら、結局しないということと同じです。こういう精査確認は水利権更新時  
ではなしに、定期的に2年なり何年というものを決めてやらないと、書きながら、履行され  
ないということになるのです。

池淵部会長

その件については我々も触れてはいるのです。水需要の精査確認という二段階があって、  
水利権更新時、それはもう日常業務だと思います。それで、河川整備計画というのはそんな  
に待ってられないと、ダムがかりの計画については、水需要の精査確認をもっと早急にや  
り、どういう内容でやるかという形のを、もうちょっと説明してもらわないといけない  
という意味合いで書いてはいるのですけどね。

ですから、200件もあるとすれば、その水利権更新の時においても、こういう項目は入  
れるというのは書かせてもらってはいるのです。早急にやる水需要の精査確認はダムがかり  
等とは別の形で早くやってくれと、それでないと河川整備計画に載らない話ですからと言  
ってはいるのです。

今本委員

どこに書いてあるのでしょうか。とりまとめ案の中にないのです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

当然、ダムの利水量の確認というのは早急にやって、その結果を河川整備計画に反映させ  
るということです。

水利権の審査時にというのは、今どれくらいの淀川の水利権があるかという、200件あ  
るのですが、これを順次やっていくということです。更新という意味では10年行きますの

で、毎年大体 10 から 20 くらいやるという話なのですが、10 年のものを待ってないとかやらないという姿勢ではおかしいというのは確かにわかります。そこはある意味、水利権の更新時ではなくてもやっていかななくてはならないということはよくわかります。そういうことなのだろうと思います。

それはどちらかといいますと、我々の日常業務のキャパシティと緊急性、それと水利権の更新時なら、ある意味しっかりした権限がありますが、そういうではない時に言っていくという辺りを見合いながら、なるべく早くどんどんやっていくということではあると思います。量と緊急性を見合いながらということで、なるべく一生懸命やっていきたいとは思っています。

全部が一度にぱっとできるという話でもないということも、ご理解頂けたらと思います。

#### 荻野委員

水利権更新の際に精査確認を行うのでは、河川整備計画の基本構想を作成するには間に合わないということはわかります。そのことは部会検討会で言ったのですよ。それはそうだと、河川管理者の方も間に合わないということは了解されたのです。水利権更新時に審査を行うのは1つの通常業務ですから、これは当然こつこつとやって下さい。しかしながら河川整備計画の立案をする際に水需要の精査確認は不可欠であるので、第3稿には直ちに実施するという文言を入れて、その姿勢を示してもらわないと、後の河川整備計画が、利水に関することだとダム計画も堰の計画もいろいろなものがありますが、そういうものが全部とまってしまうということになります。

通常業務として行われる精査確認というのは、だれもやめておけとは言わないわけですから、それはやってもらわなくてはいけないわけです。しかしながら、河川整備計画を立てる第2稿、第3稿のところでは、直ちにやって、こうだというような答えを出さないと、何も進めませんし、進まないのよいいのですかということですよ。ダムは10年、20年、宙ぶらりんのまま、とめてしまうことになるのです。

それは、丹生ダムの地元の方々とか渇水対策協議会の人も、宙ぶらりんのままに生殺しするということにつながりかねないので、やはりステップ・バイ・ステップで、何をやっているのか、どうやっているのかということはちゃんとわかるようにしておかないと、この文言では、全然違ったものを見ているということに私らはなっています。この間の部会検討会でもそのように理解されたはずだと思います。

#### 河川管理者（近畿地方整備局 河川環境課長 豊口）

利水の項に水利権更新の際にと書いてあるのです。これだけではなくて、ダムに関する部分の水需要というのはもっとより早急にやるべきだということで、それが書いてないといけないというご指摘ですが、ダムの「5.7.2 各ダムの調査検討内容」というところに、各ダムの水需要の精査確認を行うと書いてあるという、資料上の整理としてはそうなっているということです。

## 荻野委員

それは、同じ言葉を使うから首尾一貫してないように見えてきたのです。文言が同じですから。

## 寺川委員

先ほど、湯水調整会議の範疇という発言が村井調査官の方からあったのですが、湯水調整会議についての問題はこれまで指摘しているように、従来、湯水時に会議を開いて話をしてきたのを平常時からやっていくということで、確かに内容的には改善されてはきているわけです。整備内容シートの利水-4の3/4に、従来の湯水調整会議から水需要管理協議会へ何がどう変わるのかということが書いてあります。これによると、この協議会にはいわゆる住民、或いは住民団体の参加はないわけです。しかし、協議会に住民の実践が不可欠であるということを言っているわけです。議論する内容というのは、先ほど出ていましたような水需要の抑制も含めてやっていこうということでもありますので、住民、或いは住民団体の参加も是非ともやっていく必要があるのではないかと私は思います。

それともう1点は、今日のとりまとめ案の2ページの「(5)湯水への対応」の3つ目の「・」のところで、「現行の取水実績に応じた湯水調整ルールでは、水を多く使用していたユーザーが」云々というところでこの問題の指摘をしているわけです。このやり方というのは今後新たな水需要、水供給をつくっていくということにつながる部分ですので、ここは、もっと明確に、このやり方はおかしいということを指摘しておかないといけないだろうと思います。これは水マネジメント懇談会の方でも言われておまして、このやり方をさらに河川整備計画の中に入れていくということになりますと、引き続き今後も水資源開発をやっていくということにつながりかねませんので、この点は明確に指摘しておくべきだと思います。

## 仁連委員

水需要管理からいいますと、先ほど荻野委員が大阪市と大阪府の水資源開発の歴史の違いを言われたのですが、大阪市はいわゆるダム開発以前に水利権を持っています。過去から水道供給をやっています。大阪府は水利権を持ち始めたのはダム開発以降ですね。そうしますと、同じ量の水を大阪市と大阪府が使っても値段が全然違います。大阪府の水は高い、大阪市の水は安いということになると思います。水需要管理の観点から考えますと、大阪市の方は水需要を抑制するといいますが、そういうインセンティブは大阪府に比べて働かないという状況が続いているわけです。

これは大阪市と大阪府の例ですが、いわゆる水道事業者によって、古い歴史を持っているところは、ダムによる水利権でなくて河川の流水の水利権を持っていますので、安く水を利用できるということがあります。そういう中で水の利用をするライフスタイルといいますが、都市のライフスタイルというのはできてきていますから、水に対する考え方というのはかなり違うと思います。それで、本当に水需要を管理しようとしたら、この辺を何とか手をつけないといけないと思います。

今、水の負担というのは結局ダムに対する負担しかないのです。ダムに対する負担だけで

はなくて、水を取水する、ダムであろうと河川であろうと水を取水するということに対して負担を求めるような、何かそういう仕組みをつくらないと、水需要管理というものが現実的なものにならないと思います。河川管理者は流水を利用することに対する費用負担を今の河川法の枠の中で利用者に求めることができるのではないかと思います。そういうことをすれば、もう少し水需要管理という方向に今の法制度の枠の中でも一歩前進ができるのではないかなと思います、いかがでしょうか、

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私は何度か申し上げているのですけれど、現在でも流水占用料という形で、水をとることに対しての費用がかかっていることはかかっています。それは近畿で実態を調べてみましたら、結局各府県が条例で決めるのですけれど、工業用水からはとっているのですけど、上水道からはとっていない、農業用水もとっていないという実態があります。ですから、値段が高い安いの話もありますけれど、そこにはいわゆる工業用水のようなある意味産業活動とか利益的なものについてはかけてもよいのでしょうか、一般の水道のところについてかけるのはいかなものかという議会側も含めた府県側の判断というのがあって、それは、一概におかしいというような議論でもないと思います。

ですから、この話は非常に難しく、農業用水も全部含めてもっと一律に高いところをかければ、仁連委員がおっしゃるような話になるのかも知れないのですが、そういうところを我々は目指すのかということについては我々も全然議論できていないですし、とても河川整備計画で云々という状況でもないということです。ある意味では、その辺どうお考えですかというのは、この場でいろいろしっかり議論して頂くとありがたいというところはあるのですが、我々はそこはやはり書けないのではないのかとは思っています。いわばそれは今までの路線だと言われればそうなのですが、そういう印象は正直言うと持っていて、そこはこちらで議論は何もしていません。

荻野委員

今の大阪市と大阪府の関係で、おっしゃる通りですね。安いところはたくさん使うのです。高いところはやはりそれ自身が水需要の抑制になって、ある意味ではインセンティブは働いているわけですね。

私は資料2-2の30ページのところに「水利権転用の考え方」というのを書いているのです。これはどういうことかということ、大阪府は水があまって、しかも1人辺りの需要量が多いわけです。300Lを超えるような水を使っているわけです。しかも、あまっているわけです。あまっている分は何かということ、それだけ営業収入が少ないわけです。水道料金が取れないので、大阪府は困っているわけです。赤字なのです。

それで、大阪府はどうかということ、もうほぼいっぱい使っていて、新規拡張したいという方向にあるわけです。しかも、水が少ないから、250Lとか270Lくらいしか使えてないわけです。それで、将来的には拡張したいということで丹生ダムに、拡張計画として何百億円という金をつぎ込もうと大阪府は思っているわけです。

それで、この間の新聞報道にありますように、もしも転用ということがあれば、もう何百億円という金を払わずに、あまっている分を使わせてもらった方がよいではないかという考え方が出てきているわけです。転用というのはそういう意味で非常に大事であると同時に、もしも大阪府が大阪市から水を買ってくれれば、大阪市のあまっている水もはけてと言ったら変な言い方ですけど、それだけ大阪市も収入が増えるということになります。それから、大阪府もそんなダムをつくって大きな資産を持つよりは、大阪市の水を譲り受けた方がスムーズでよいに決まっています。

そういうことを考えるのが用途転用なのです。ですから、用途は一緒なのです。上水・上水、或いは工水・上水になりますが、そういうことを具体的に1つずつ、そんな無理をしないで、難しいことを考えずに1つずつやれば、それで解決できると思います。厳正に審査したら、やはりあなたのところはこんなことよりこちらの方がよいだろうとサジェスションをしてあげて、規制緩和をもう少しきっちりやればよいと思います。難しいことを考えているわけではなくて、私はスムーズにいくだろうと思います。その考え方をいろいろな権利とか水利権と財産権と、それをいろいろな段階で具体的にやっていけば、時間とともに段階的、計画的に転用も進めていけばスムーズにいくと思います。それでなお水が足りない、こういう異常湧水が起こるのですということも事実ですから、そういう時には皆さま全員が、やはりダムをつくらなければいけないという方向に行くのではないかなと思います。

ですから、転用というのはそういう意味なのです。そんな難しいことを考えているのではないのですということだけは、やはり理解してもらいたいと思います。

今本委員

1つ質問させて下さい。先ほど、水利権が200件あると、能力からいってそれがなかなかできないということでしたが、何でそんなことができないのですか。200件の水利権のチェックなんてすぐできるのではないですか。できない理由は何ですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

1つには、精査のレベルにもよると思いますけども、ざっとした精査でしたらできるかも知れないとは思いますが。ただ、物理的、時間的な問題というよりも、既に許可を受けて、許可のもとにあと10年間はその水をとってよしいと言われた人が、その許可期限内において新たにこうなりそうですとか、そういう予測を出してきたりする状況ではないのは事実です。そういう義務は利水者側には生じていないので、水利権の更新のタイミングでないと、利水者側から水需要予測は今後こうなりますというデータを出してくることはないのです。我々から確認することはできますが、確認に応じて必ず出してくるものでもないということです。そういう義務が生じていないということです。

今本委員

今の説明には私は納得できません。そんなに弱いはずがないではないですか。しかも、水利権を与えたら次の更新時まで物を言えないなんてことはないはずで。与えた人間には与

えた義務があって、与えたことが正しいかどうかは常にチェックしなければならないと思います。しかも、利水者側からいえば常に持っているデータです。ですから、それが200件あると1,000件あると、その気になればすぐ集められるはずだと私は思います。今の説明では納得できません。

河川管理者（近畿地方整備局 河川環境課長 豊口）

水需要の実態というのは、慣行水利権のように実態そのものも把握できないものもありますが、水道のようなものであれば実態としては常にいつでも確認できます。但し、予測というものは日々出てくるものではないので、見直された予測というのをいつの時点でも確認できるという状況ではないということです。

今本委員

それはわかります。ですが、水需要の精査ということで、実態の精査は常にできるはずで、農業用水につきましては事情はよくわかります。それでも、農業用水で本当にどれだけ水が河川から取水されているのかという実態を把握することは必要なのではないのでしょうか。これまで積極的にやろうとしていませんでしたし、これを現在の河川管理者に瞬時にやれというような無理は言いません。それを管理している人たちに実態を把握してくれという要望は出してもらって、とにかく現在の川の利水の実態をきちんとつかまえるということは重要だと思います。この点はよろしくお願いしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川環境課長 豊口）

若干認識の違いがあったのかも知れないですけど、基本的な認識としては相違がないものだと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

当然、実態の確認はどんどんやっていかなければならないのです。おっしゃるように、農業用水の慣行水利が最大のテーマといたしますが、一番大きな問題でもあると思います。

寺田委員

需要予測との関係で、これは部会検討会ではもう既に前に提案させてもらっているのですが、部会で正式決定をしないとできないということなのでちょっと提案をしたいのは、部会検討会の中で委員の皆さまにはお配りをしたのですが、かつて大変な湯水を経験した福岡で、今年に入って、大型の建築物に限定していますけども、下水の再利用を義務付けるという節水条例というのが制定をされたということです。

この前の部会検討会の中でも、大阪の水需要予測についての説明を河川管理者からしてもらったことがあるのですが、その時にお聞きしたのは、各利水者によって予測の仕方というのは統一されてないということもお聞きしています。こういう条例が出てくるバックグラウンドというのはやはりあるわけですね。福岡のようなところでは一体どのようにこの

水需要の予測というものを考えているかとか、基本的には水需要というものをどういう理念でとらえているかとかいうことを、できれば利水部会として検証してみる必要があると私は思います。

部会を福岡で開催するわけにいかないのです、できれば利水部会の中のどなたかと庶務でヒアリングを早急にやって頂きたいと思います。何か手がかりがあるのではないかと思います。都道府県、利水者の方が、上水に関していえば、工業用水もそうですけども、どのようなスタンスでもって今後この利水というものを考えていくかということは、非常に大きな問題だと思います。

そういう点では、このような条例が出てくるところには当然違った理念があるのだらうと思います。ですから、是非ヒアリングを利水部会としてやるということをお決め頂きたいと思います。それで、決めた上でもう具体的に名乗りを上げて頂きたいと思いますので、開催について決めて頂きたいと思います。

#### 梶屋委員

どうもありがとうございます。この件はやはり部会長にして頂いた方がよいのでしょうか。私はただ単なる司会ですから。

#### 池淵部会長

それでは、時間が押し迫ってきているので、司会を交代したいと思います。

今ご提案の内容等については前回の部会検討会でも少し出ましたし、節水条例とか原単位というものがまだ持続的になされていることについては、相当いろいろな背景なりそこへ到達した理由があるのだらうというようなこともありました。参考にもなることでもありますので、利水部会としてもそういったことを調査するということについては異論がないだらうと思いますので、是非とも決めさせて頂きたいなと思っております。そのような形でよろしいですか。人選等については一任させて頂きます。

それでは、一般の傍聴の方からもいろいろ意見を頂く時間もとりたいと思います。それから、今日頂いた意見をどのように反映しなければいけないのか、9月5日の委員会では踏み込んだ意見を入れる形で、あくまで途中段階だということを前置きして、取り扱わせて頂いて報告をさせて頂くという考え方で進めさせて頂くことでよろしいでしょうか。今日、明日、明後日とまだ意見は当然入れて頂くとしても、5分で説明するベースになる資料として全くないというのも困りますから、少し努力してみたいとは思いますが、そのような扱いでさせて頂くことでよろしいでしょうか。

それでは、一般の方からのご意見等を賜りたいと思いますので、会場からよろしく願いしたいと思います。

#### 傍聴者(千代延)

吹田市の千代延と申します。今日来て初めて利水部会のとりまとめ案を読ませて頂きましたし、ご説明も伺いました。書き込みの濃淡はあると思いますが、最低これだけのものを

出して頂くということは、私としては大変ありがたいと思います。

寺田委員から河川法の改正の流れといいますか、ご説明がありましたけれども、明治29年にできて今100年になる河川法が、その途中で昭和39年に利水という概念が取り入れられ、それから、大変長い期間を過ぎて、平成9年、環境と地元住民の意見をというようなことが入れられておりますけれども、おっしゃる通り、河川法へ環境を入れたということは、利水についても今まで通りでは駄目なのですよと、方向転換をするのですよということがその裏側にはあるわけです。あと権限の問題は私は全くわからないわけですけど、随分難しい問題があると思います。しかし、利水についてはこのとりまとめ案に加えて、できることなら、一番肝心なことは、今まで利水者に対してダムをつくる等で水を供給していた立場の国土交通省から、基本的には利水者、水道事業者に対してこれまで以上の水の供給はできませんと、基本方針でうたって頂きたいと思います。権限等、大変難しいことはあると思いますが、これは権限ではなくて基本方針ですから。これから20年、30年に対する基本方針です。

今までは、高度成長期の時は水需要に応じる大変さがあったと思います。ところが、その後ずっと惰性になって、多目的ダムをつくるので、需要があればどんどん出して下さいよと、需要を開発していた時期があったと思います。ところが、今は違ってきていることは、ここにいらっしゃる方は皆さま、管理者と言わず委員の方と言わず、我々傍聴者も皆わかっているのです。その転換ということを端的に、利水については今までと違ってまいりましたので、これまで以上の供給はできませんと、突っ込んで言うなら、これであとあまった水は自然に返しますと、そこまで言ったらちょっと怒られるかも知れませんが、それくらいの方針の転換を明確に、1行でも2行でもよいですから、河川管理者の次に出てくる案、或いは最終案に入れて頂くように、流域委員会で入れて頂けないでしょうかというのが希望です。以上です。

傍聴者（野村）

関西のダムと水道を考える会の野村です。今日はいろいろと興味深いご意見を聞かせて頂きましてありがとうございました。2点申し上げたいと思います。

1つは供給能力の実力の低下ということです。寺川委員からもありましたけれども、その件に関してですが、寺川委員のお話は、滋賀県を含める、含めないということだったと思いますけども、それ以外に2つあると思います。

1つは、寺田委員からも福岡のお話がありましたけれども、下水道の処理水です。水マネジメント懇談会の資料、このグラフはいわゆる水資源開発の数字を扱ったものだけであって、下水道の処理場における処理水が再び淀川等に還元されているという事実については触れられていないわけです。しかし、私が最近見ました下水道統計という資料によれば、京都市等にありまして下水処理場から普段排出されます量が約110万m<sup>3</sup>です。お天気の日です。雨水を含まずに110万m<sup>3</sup>の水が結局は淀川に還元されているということがあります。これはやはり淀川の1つの実力であろうと思います。

それからもう1点は例の農業用水です。以前にも申し上げたかと思いますが、慣行水利権ということでカウントされておりませんが、実際にはかんがい期においても、朝日新聞の記

事、或いは私たちの調査によりまして、ピークでも半分強しか使われていないということ  
 です。残り 65 万 m<sup>3</sup> ほどがそのまま流されているということなのですね。ということは、先  
 ほどの 110 万 m<sup>3</sup> と今の農業の 60 万 m<sup>3</sup> と合わしますと 170、80 万 m<sup>3</sup>、これが実際の実力だ  
 と思います。これは毎秒にしますと 16m<sup>3</sup>/s くらいの大きな数字になるわけです。ですから、  
 このことも考慮しますと、淀川の実力はまだまだ十分あると言えるのではないかと思います。  
 以上が 1 点です。

第 2 点目ですが、私どもの会が意見書を出させて頂いておりますので、それをご紹介した  
 いのです。参考資料 1 に出ておりますように、1 つはご承知の新聞記事です。日本経済新聞  
 が 3 日連続で出しました用途転用の新聞記事を挙げさせて頂いております。

それから、その次には資料の 390 - 1 ページですが、余野川ダムにつきまして、『『大阪府  
 営水道』を無視した『利水振替え案』』という題です。ご承知の通り余野川ダムにつきまし  
 ては、河川管理者の方から 1 つの案としまして、一庫ダムの一部の利水容量をこの余野川ダ  
 ムに振り替えるという案が出ているのですけれども、これについて異論を唱えさせて頂いて  
 おります。

それから、今日は間に合わなかったのですが、庶務に送っているので 9 月 5 日の委員会の  
 資料として配付されると思いますが、川上ダムに参画しております奈良県も、大滝ダムが完  
 成すればもう十分な水利権を獲得することになりますので、ここもこの際撤退を表明すべ  
 きではないかという意見書を出させて頂いております。また是非ご覧頂きたいと思いま  
 す。以上です。

#### 池淵部会長

他、もう 1 人くらい時間的にはあるのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この利水部会のとりまとめについては先ほど来お話がありましたように、方向  
 転換という切り口をもっと全面に出す文案等も少し練らせて頂きたいと思いま  
 す。あとの意見等については、今日頂いた中で速記録を起こしながら少し加筆修正するよう  
 な形でとりまとめさせて頂いて、途中の段階だという形で 9 月 5 日の委員会で報告さ  
 せて頂きたいと思いま  
 す。

それから、9 月 5 日以降ですが、やはり第 3 稿を見ないと、ということでもあります  
 ので、少なくとも利水部会の検討会は開催させて頂ければなと思いま  
 す。ですから、9 月 5 日から  
 9 月 20 日くらいまでの間に 1 回日程調整をさせて頂きたいと思いま  
 す。今日 1 人 1 人聞くと  
 また大変なので、日程調整をすぐさせて頂く形でご案内させて頂いてセッ  
 トをしたいと思  
 っておりますので、それもあわせてよろしくお願ひしたいと思いま  
 す。

それでは、今日はそういう形で、利水部会をこれで閉じさせて頂きたいと思いま  
 す。どうもありがとうございました。

#### 庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

これにて淀川水系流域委員会第 4 回利水部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
 以上

### 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。